



許可番号 第00110035881号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道函館市西桔梗町112番地の2

氏名 株式会社馬場本商店
代表取締役 馬場本 信彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木直道



許可の年月日 令和4年(2022年)11月19日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)10月21日

1. 事業の範囲

廃油、廃酸、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。積替保管あり。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別紙のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成11年(1999年)11月1日 変更許可(紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類の追加。)
- 平成14年(2002年)10月22日 許可の更新
- 平成19年(2007年)11月15日 許可の更新
- 平成23年(2011年)6月8日 変更許可(積替保管の追加。)
- 平成24年(2012年)11月30日 許可の更新
- 平成29年(2017年)10月22日 許可の更新
- 令和4年(2022年)11月19日 許可の更新

5. 積替え許可の有無 有 無

函館市 許可番号第05210035881号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無





(別 紙)

許 可 番 号 00110035881号

許可業者の名称 株式会社馬場本商店

【積替保管施設の概要】

施設の種類 保管場所1
 設置場所 亀田郡七飯町字峠下70番地15
 面 積 4㎡
 廃棄物の種類 廃油
 保管上限 0.2㎡

施設の種類 保管場所2
 設置場所 亀田郡七飯町字峠下70番地15
 面 積 4㎡
 廃棄物の種類 廃酸
 保管上限 0.02㎡

施設の種類 保管場所3
 設置場所 亀田郡七飯町字峠下70番地15
 面 積 12.25㎡
 廃棄物の種類 廃プラスチック類
 保管上限 13㎡
 保管の高さ 2m

施設の種類 保管場所4
 設置場所 亀田郡七飯町字峠下70番地15
 面 積 12.25㎡
 廃棄物の種類 紙くず
 保管上限 13㎡
 保管の高さ 2m

施設の種類 保管場所5
 設置場所 亀田郡七飯町字峠下70番地15
 面 積 12.25㎡
 廃棄物の種類 木くず
 保管上限 13㎡
 保管の高さ 2m

施設の種類 保管場所6
 設置場所 亀田郡七飯町字峠下70番地15
 面 積 12.25㎡
 廃棄物の種類 繊維くず
 保管上限 13㎡
 保管の高さ 2m

施設の種類 保管場所7
 設置場所 亀田郡七飯町字峠下70番地15
 面 積 12.25㎡
 廃棄物の種類 ゴムくず
 保管上限 13㎡
 保管の高さ 2m

施設の種類 保管場所8
 設置場所 亀田郡七飯町字峠下70番地15
 面 積 12.25㎡
 廃棄物の種類 金属くず
 保管上限 13㎡
 保管の高さ 2m

施設の種類 保管場所9
 設置場所 亀田郡七飯町字峠下70番地15
 面 積 12.25㎡
 廃棄物の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 保管上限 13㎡
 保管の高さ 2m

施設の種類 保管場所10
 設置場所 亀田郡七飯町字峠下70番地15
 面 積 12.25㎡
 廃棄物の種類 がれき類
 保管上限 13㎡
 保管の高さ 2m

施設の種類 保管場所11
 設置場所 亀田郡七飯町字峠下70番地15
 面 積 12.25㎡
 廃棄物の種類 紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 (廃石膏ボード)
 保管上限 13㎡
 保管の高さ 2m

施設の種類 保管場所12
 設置場所 亀田郡七飯町字峠下70番地15
 面 積 2.86㎡
 廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず
 及び陶磁器くず(廃蛍光灯)
 保管上限 6.3㎡

以下余白。

